

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■ 2024年問題への取組 ■

1. 特別調査の結果 (R5年12月) について【公正取引委員会】

～「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査～

- ・明示的な協議の無い価格据置き等の行為が認められた発注者8,175名(全国)に注意喚起
- ・多重下請構造が存在する特定のサプライチェーンで価格転嫁が円滑に進んでいない(道路貨物運送業含む)



公正取引委員会HP

2. 新36協定の様式について【滋賀労働局】

自動車運転の業務については、2024年4月1日から時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用されますので、新しい36協定の様式で届け出る必要があります。

改正改善基準告示と36協定記載例→



厚生労働省HP

3. 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース設置【近畿農政局】

農林水産省では、物流2024年問題への対応の一環として、全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため「農林水産省物流対策本部」(本部長：農林水産大臣)を設置しました。

また、「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を立ち上げ、幅広い関係者と協力して物流問題に取り組んでまいります。



農林水産省HP

4. 中小企業庁、価格交渉促進月間(R5年9月)の取組結果を公表【近畿経済産業局】

○ 価格交渉促進月間 と FU(フォローアップ)調査

- ・中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定、広報や講習会、業界団体を通じた積極的な価格交渉・価格転嫁への対応要請
- ・受注側企業の状況についてFU調査の実施・結果の公表、「指導・助言」の実施

○ トラック運送は、転嫁率が24.2%(全国)に上昇(前回 19.4%) ★その他結果の詳細はこちらから

適正取引推進のため、荷主の皆様のご理解とご協力をお願いします！



中小企業庁HP

5. トラックGメン「集中監視月間(R5年11～12月)」の取組結果について【近畿運輸局】

悪質な荷主や元請事業者等に対し

- ・初めて2件(荷主1社、元請事業者1社)の「勧告」・「公表」を実施 ※全国での実施件数
- ・164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施

「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては

- ・違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示
- ・トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを実施



国土交通省HP

■ 長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先はこちら ■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

下請事業者(匿名)から、買ったときなどの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を収集しています。



国土交通省

意見等の募集窓口

長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要など違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集しています。



厚生労働省

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

荷主・元請運送事業者の都合による長時間の荷待ちに関する情報を収集しています。



長時間の荷待ちはどちらでも可

各機関のお問い合わせ先は、青文字のリンク先もしくはQRコードの読み取り先をご覧ください。

(※1)正式には公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所